

京 都 大 学 有 機 微 量 元 素 受 託 分 析 料 金 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第8条 本学は、不可抗力の事由によつて生じた分析資料の損害に対しては、一切責任を負わない。</p> <p>第9条 この規程に定めるもののほか、分析の受託に必要な細目は、薬学研究科長が定める。</p> <p>別表 (略)</p>	<p>第8条 本学は、不可抗力の事由によつて生じた分析資料の損害に対しては、一切責任を負わない。</p> <p>第9条 <u>総長は、以下の場合に分析委託者の同意を得ることなくこの規程を変更できるものとする。</u></p> <p>(1) <u>規程の変更が、分析委託者の一般の利益に適合するとき。</u></p> <p>(2) <u>規程の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、分析受託上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。</u></p> <p>2 <u>前項による規程の変更にあたり、規程の変更をする旨及び変更後の規程の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までに有機微量元素分析総合研究施設ホームページへの掲示又は電子メールによる通知その他の適切な方法により、分析委託者に周知するものとする。</u></p> <p>第10条 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>別表 (同 左)</p>